奥出雲病院介護医療院 重要事項

《目的》 〇 介護保険法の目的及び基本理念に基づき、入所者様の自立・在宅生活への支援を行います。 《方針》 〇 施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療を適切に提供します。 〇 地域との交流に努め、地域や家庭との連携を重視した運営に心がけるとともに、保健医療福祉との連携に努めます。

施	施 設 名 9		名	奥出雲病院介護医療院				管理者・医師	1	名
所			<u></u> 地	島根県仁多郡奥出雲町三成1622番地1				医 師	7	名
開	設	種	別	介護医療院				薬 剤 師	3	名
入	所	定	員	60人				看 護 職 員	13	名 名
				88=0. 1 /2	<i>"</i> — <i>"</i>		ᄧᆎᄝᄼᅩᇸ	介 護 職 員	17	名
				開設者 奥出雲町長	糸 原 保		職員体制	介護支援専門員	3	名
/1 <u>5</u>	±		等	<u> </u>	T 夕 女 店 ガ			理学療法士	3	名
代	表	者	₹	代表者 職名:町長	氏名:糸 原 係	*		作業療法士	3	名
				管理者 職名:院長	氏名:鈴 木 賢	_		管 理 栄 養 士	2	名
				官項目 概句:阮女	氏石 郭 不 貝	_		事 務 職 員	1	名
					養職員・介護職員・介			8時30分 ~ 17時15分	}	
					護職員または介護職	員		7時00分 ~ 15時45分	}	
勤	務	体	制		護職員または介護職			7時30分 ~ 16時15分		
主儿	仂	14	נימו		護職員または介護職			9時45分 ~ 18時30分	}	
					護職員または介護職			11時45分 ~ 20時30分		
				夜 勤 業 務 看證	養職員1名·介護職員	1名		15時45分 ~ 9時30分	}	
職	務	内	容	(1) 管理者	1人(兼務)	・施設の管理運営の総				
				(2) 医師	1人以上(兼務)	一入所者の健康管理、	寮養上の指導 ³	並びに診療に関すること。		
				(<u> </u>	(7) (7)	・施設の衛生管理等の				
				(3) 薬剤師	1人以上(兼務)	・入所者の施薬、処方ル		に関すること。		
				(-, 2,33,3,1)		・入所者の服薬指導に		7 – 1.		
					10人以上	・入所者の看護及び生・入所者の健康管理に				
				(4) 看護職員	(専従)	・リハビリ指導に関する		用に対すること。		
					(兼務)	・施設の衛生管理等に				
						・生活援助及び健康に				
				(5) 介護職員	12人以上	・リハビリ等に関するこ	المراجعة الم			
				(5) 月晚頃	(専従)	生活環境の整備及び	- 。 清潔保持に関 [・]	すること。		
						・その他入所者の処遇	上必要な事項に	に関すること。		
				(a) TH 24 to 1	a 1 (*** 7**)	運動機能検査及び運	動療法の計画	、実施及び評価に関すること。		
				(6) 理学療法士	2人(兼務)	・その他機能回復等に				
				/¬\ /L ₩ = \+	2人	作業能力検査及び作品	業療法の計画	、実施及び評価に関すること。		
				(7) 作業療法士	(専従)(兼務)	・その他機能回復等に	かかる指導に関	関すること。		
				(0) 答理学業士	1人(兼務)			した食事の提供に関すること。		
				(8) 管理栄養士	1八(末街)	・栄養指導に関すること				
						・施設サービス計画の作				
				(9) 介護支援専門員	1人以上(兼務)	・入所者及びその家族の				
				(3) 月疫又孩子门具	1 / / / / (AN/B)			車絡調整に関すること。 サービストの連絡みが調整に関す	7 – L	
								Lサービスとの連絡及び調整に関す	ること。	
				(1.)	=	・庶務全般に関すること				
				(10) 事務職員	1人(兼務)	・介護報酬の請求に関		ののこれ東致的か東西に明十フェリ	_	
						・他の使果石の所革事	務に偶さないも	ののうち事務的な事項に関すること	-0	
l										

施 設 利 用 料 (1)一部負担金

〇自己負担1割の場合

施		介護度	多床室 1日当たり	個室 1日当たり
	施	要介護1		
	設		744 円	659 円
	7	要介護2	841 円	755 円
	入所	要介護3	1,049 円	963 円
	771	要介護4	1,139 円	1,053 円
		要介護5	1,219 円	1,133 円

	介護度	多床室 1日当たり	個室 1日当たり
h=	要支援1	595 円	558 円
短期	要支援2	745 円	685 円
別	要介護1	802 円	715 円
入所	要介護2	901 円	813 円
171	要介護3	1,115 円	1,027 円
	要介護4	1,207 円	1,117 円
	要介護5	1,288 円	1,200 円

※送迎をご希望の方は片道184円(短期入所)、片道134円(予防短期入所) 原則奥出雲町内とさせていただきます。

(2) 加 算 料 金

〇自己負担1割の場合		
種類	金額	備 考
夜間勤務等看護加算	7 円/日	夜間勤務等看護(Ⅳ)
初期 加算	30 円/日	入所日から30日間
外泊時費用	362 円/日	外泊中(但し初日と最終日を除き6日を限度とする)
退所時指導等加算	460 円/回	退所前訪問指導加算
	460 円/回	退所後訪問指導加算
	400 円/回	退所時指導加算
	500 円/回	退所時情報提供加算
	500 円/回	退所前連携加算
	300 円/回	訪問看護指示加算
療養食加算	6 円/回	施設入所
	8 円/回	短期入所
サービス提供体制強化加算	6 円/日	サービス提供強化加算(皿) 施設入所・短期入所
安全対策体制加算	20 円/回	施設入所初日
高齢者等感染対策向上加算I	10 円/回	施設入所初日
高齢者等感染対策向上加算Ⅱ	5 円/回	施設入所初日
経口維持加算I	400 円/月	対象者のみ
協力医療機関連携加算1	50 円/月	施設入所
科学的介護推進体制加算 Ⅱ	60 円/月	施設入所
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	施設入所
作 業 療 法	123 円/回	施設入所·短期入所
作業療法リハビリ計画加算	480 円/回	短期入所(初回)
作業療法日常動作訓練指導加算	300 円/回	短期入所
特別診療費	厚生省告示第30号(平成	12年2月10日)に規定する単位数

1	
	緊急短期入所受入加算 90 円/日 入所日から起算して7日以内 短期入所 短期入所
	送迎加第一184円/片道原則、奥出雲町内短期入所 送迎加第一184円/片道原則、奥出雲町内短期入所
(3) 食 費	基 本 食 費 1,445円 負担限度額段階が1段階から3段階の方は、国が定める各段階別負担限度額
(4) 居 住 費	基本居住費 多床室 697円 負担限度額段階が1段階から3段階の方は、国が定める各段階別負担限度額
	(施設・短期とも) 個室 1,728円 ^{負担限及額段階が「段階が53段階の方は、国が定める各段階が負担限及額}
(5) その他	〇予防接種などの健康管理費、その他日常生活で必要と認めたもの
	〇管理栄養士が管理する適時・適温で適切な栄養量及び内容の食事を提供します。
食事提供体制	〇通常メニューの他に、主治医指示により治療食も準備しております。又、食堂で食べていただけるよう配慮いたします。
	【 朝食8:00 昼食12:00 夕食18:00 】
医師等の体制	併設する病院の医師による主治医体制をとっております。
協力医療機関等	○協力医療機関∶町立奥出雲病院
これ とうない はいままし	〇協力歯科医療機関: 奥出雲歯科
苦情処理体制	びに改善の必要性の有無や、改善方法について御指摘をいただいた方に報告します。 【担当窓口】地域医療課(電話 0854-54-1124)、介護医療院(電話 0854-54-2774) 時間 8:30~17:15(月~金) 面接:可能 意見箱:施設内及び玄関に設置 苦情受付は、この他に市町村(健康福祉課)54-2511・国保連合会0852-21-2811・県運営適正化委員会0852-32-5913があります。
緊急時・事故発生時の 対応について	介護医療院責任者(部署長)を安全対策担当者とし、ご利用者に容態の変化があった場合や、転棟・転落などの事故発生時には適切な処置を 行うとともに速やかにご家族に連絡します。
災害対策について	「奥出雲病院消防計画」により対応します。年に2回の防災訓練を実施しています。
拘 束 禁 止	原則拘束は行いません。やむを得ず拘束が必要になった場合は、ご家族に説明を行い同意をいただきます。常に解除を目指します。
虐 待 防 止	委員会の開催、指針の整備、担当者の配置、従業員の研修、利用者の権利擁護、苦情処理体制の整備を行い虐待防止に努めます。
虐 待 防 止 	自治体の窓口: 奥出雲町地域包括支援センター(電話 0854-54-2512)です。
個人情報保護について	個人情報の保護に努めます。又、面会制限などに関してのご要望は入所時に確認いたします。詳細は「ご利用のしおり」をご覧下さい。
サービスの内容	 ① 施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 ② 利用者の方々の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めます。 ③ 明る〈家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
入所について	当施設は、原則として介護認定審査会の結果、要介護1から要介護5の認定を受けた方が利用対象となります。 入所申込みは、奥出雲病院地域医療課でご相談をお受けしております。